

◎ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案  
 ○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三章 風俗営業者の遵守事項等</p> <p>第十二条〜第十八条の二 〔略〕</p> <p>（客が高額債務を負担することの防止）</p> <p>第十八条の三 第二条第一項第一号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その営業に関し、客がその支払能力に照らし不相当に高額の債務を負担することがないようにするために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第三章 風俗営業者の遵守事項等</p> <p>第十二条〜第十八条の二 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>